

**地域コミュニティ活性化のための
市民公益活動促進プログラム**

平成 20 年 3 月

仙 台 市

【目次】

1 プログラムの基本事項	1
(1) 趣旨	
(2) 基本目標	
(3) プログラムの重点実施期間	
2 取組に当たっての基本的な考え方	2
(1) 連携への期待と課題	
(2) 連携の意義と可能性	
(3) 連携促進のための方法・手段	
3 連携促進のための具体的取組・施策	4
(1) 平成 20 年度に実施する予定の取組	
(2) 平成 21 年度以降に実施する予定の取組	

資料

- 1 第 4 期仙台市市民公益活動促進委員会答申
「地域コミュニティの新たな活力源としての市民公益活動 - 市民公益活動促進における「地域コミュニティ活性化」について - (平成 19 年 8 月 23 日)」
- 2 第 4 期仙台市市民公益活動促進委員会委員名簿
- 3 第 4 期仙台市市民公益活動促進委員会審議概要・開催状況

近年、社会情勢の変化や個人の価値観の多様化などを背景とし、コミュニティにおける意識の希薄化や活動機能の低下などがみられる。また、地域課題が複雑化・多様化し、従来の枠組みや取組だけでは解決が難しい現状が顕著になりつつある。

このような中、地域課題を解決し、地域コミュニティを活性化するためには、地域の豊富な情報及び地域住民に情報を伝達する仕組みを有しており、地域づくりを包括的に担っている町内会等地縁組織と、自発的な課題認識と目的意識をもち、特定分野における専門性と独自のノウハウを有して活動している市民公益活動団体との連携・協力が有効であるとの認識が深まってきている。しかし、両者の連携の実例はまだ少なく、また、効果的な連携促進策も明らかになっていなかった。仙台市でも、市民公益活動の意義と役割として「地域コミュニティの活力源」となることが期待されていることは、「市民公益活動促進のための基本方針（平成13年4月）」においてすでに指摘しているところであるが、その促進のための具体的な施策の実施には至っていない。

そのような中、平成18年8月の「市民公益活動促進における『地域コミュニティ活性化』」に関する諮問に対し、平成19年8月に仙台市市民公益活動促進委員会から「地域コミュニティの新たな活力源としての市民公益活動」と題する答申を得た。また、平成20年3月に策定された仙台市における地域コミュニティと地域行政のあり方を示す指針である「仙台市コミュニティビジョン」においても、地域コミュニティ組織と市民公益活動団体との連携促進のための取組を進めていくとの方向性が示されたところである。

このプログラムは、仙台市市民公益活動促進委員会からの答申を踏まえ、かつ、「仙台市コミュニティビジョン」で示された方向性をさらに具体化するため、仙台市の庁内関係各課・公所及び関係団体との連絡・提携に基づき、市民公益活動団体と町内会等地縁組織との連携による地域コミュニティ活性化に必要な取組を一層促進するために定めるものである。

1 プログラムの基本事項

(1) 趣旨

本プログラムは、NPO等の市民公益活動団体と町内会等地縁組織とがそれぞれの長所を活かし合って連携することにより地域コミュニティが抱える課題を解決し、地域コミュニティを活性化するための基本的考え方及び具体的取組をまとめ、地域コミュニティの新たな活力源としての市民公益活動の計画的な促進を図るためのものである。

(2) 基本目標

本プログラムは、市民公益活動団体と町内会等地縁組織との自発的な連携を促進するための取組を行うことで、より多くの市民公益活動団体が仙台市の地域コミュニティの活力源として継続的に活躍し、貢献できるようにすることを基本目標とする。

(3) プログラムの重点実施期間

本プログラムの重点実施期間は、平成20年度から平成22年度までの3年間とする。ただし、プログラムの進捗状況、社会情勢の変化等に応じて随時必要な見直しを行うものとする。

2 取組に当たっての基本的な考え方

(1) 連携への期待と課題

複雑化・多様化する地域課題の解決のためには、市民公益活動団体と町内会等地縁組織とが連携し、互いの強みと弱みを活かし合い、補完し合うことが効果的である。両者の円滑な連携が促進され、活力ある地域コミュニティの実現につながることを期待されているが、現時点では連携の具体的な事例の蓄積はなかなか進んでいない。

連携が進んでいない主な理由としては、次の点が考えられる。

[連携が進まない理由]

- お互いに関する情報がなく、理解が進んでいないこと
- 連携の発想が乏しく、連携の意義やメリットが認識されていないこと
- 活動範囲や課題解決の手法、組織運営のルールや手順に違いがあること
- 連携のきっかけとなる地域コミュニティの課題、ニーズが明確でなかったこと
- 両者の間を取り持つ存在が現れなかったこと

上記の理由から、連携する上での課題として次の点が捉えられる。

[連携する上での課題]

- お互いの目的と能力、活動内容を知り合い、お互いを理解し合う。
- お互いの課題及びその問題解決に活かせる資源を把握するとともに、先行事例から学ぶ。
- どのような内容についてどのような形で連携することができるのか、具体的に話し合う。
- 出会いや話し合いのきっかけをつくり、両者を円滑につなぐコーディネート役を設ける。

(2) 連携の意義と可能性

ア 連携の意義

両者の連携の意義は、事例が積み重ねられるに従い評価されてきているが、まだまだ外部からの期待に止まっているのが現状である。当事者である市民公益活動団体と町内会等地縁組織の双方に連携の意義を理解してもらい、自発的な連携を促進するため、その意義・メリットを整理すると、次の点が考えられる。

(ア) 市民公益活動団体にとっての意義・メリット

- ・ミッション（設立目的・使命）達成に必要な資源（地域の情報、人材など）を得ることができる
- ・地域の発展に協力し、貢献する活動の場を得ることができる
- ・自らの課題に気付き、成長することができる
- ・新たなニーズを開拓することで、活動を展開・継続することができる

(イ) 町内会等地縁組織にとっての意義・メリット

- ・課題解決に必要なアイデアやノウハウなどを得ることができる
- ・外からの力、新しい力を活かして、新規性の導入や現状の見直しをすることができる
- ・無関心層の参加意欲を引き出すことができる

イ 連携の可能性

具体的な連携の可能性と内容は、地域コミュニティが抱える課題と、市民公益活動団体が有する専門性やノウハウとがうまく合致するところに見いだせる。次のような特定課題の解決という目的を共有できる場面で、両者の連携及び協働が生まれる可能性が大きい。

(ア) 防災・防犯

日頃の近所付き合いが希薄化している現状において、地域コミュニティの従来の組織の力、従来の対策のみでいざというときに十分な対応ができるかどうか不安視されるところがあり、このようなところに連携の可能性がある。

(イ) 子育て支援

核家族化や女性の社会進出が進んでいる中、子育て支援の必要性が高まっており、このようなところに連携の可能性がある。

(ロ) 高齢者支援

高齢化の進行により、地域には一人暮らしの高齢者や、高齢者だけの世帯が増え、そういった世帯の生活全般に係る助け合いや見守りの取組をすることが求められており、このようなところに連携の可能性がある。

(ハ) 地域リーダーや地域活動の担い手の育成

町内会の役員など地域活動の担い手が次世代へのバトンタッチを円滑に行うため、より若い世代の担い手を育成する必要がある、このようなところに連携の可能性がある。

(ニ) 伝統文化・景観などの地域資源活用によるまちづくり

歴史や文化、独特の景観などの地域資源を活かしたまちづくりを行い、住民が自分たちの地域に愛着と誇りを持ち、積極的にまちづくりに参加しようという意識を醸成するに当たって、連携の可能性がある。

(ホ) 地域行事の活性化

夏祭りや運動会などの地域行事は、参加者の減少・固定化や内容のマンネリ化などが認められるところもあるため、地域住民が参加したくなるような新鮮で魅力的な行事とする取組を行うに当たって、連携の可能性がある。

(ヘ) 住民を地域活動へとつなぐ情報提供

地域コミュニティには、住民の「私たちの地域である」という意識を呼び起こし、実際に地域活動に「参加する」ことにつなげるための効果的な広報のノウハウを持つことが求められており、このようなところに連携の可能性がある。

(ヒ) 生活環境の美化やごみ処理の適正化、リサイクル運動

道路、公園等の清掃活動やリサイクル活動などについて、参加者の固定化や運営ルールなどをめぐるトラブルが起きたりすることがあるので、こういったトラブルを防ぎ、効果的な活動や運動を行うに当たって、連携の可能性がある。

(フ) 組織の健全運営

経理など町内会等の組織運営について問題が生じると、住民の不信感が高まり、円滑な運営が妨げられることがある。このような事態を防止するため、必要に応じて組織のマネジメント方法を見直すことが求められており、このようなところに連携の可能性はある。

(3) 連携促進のための方法・手段

地域コミュニティと市民公益活動団体との連携を現実的に生み出し、効果的に促進してい

くためには、連携する上での課題を解決するため、次のような方法・手段をとることが有効である。

ア お互いを理解する場と機会をつくる

連携と協力は互いを知ることから始まる。まずは市民公益活動団体と町内会等地縁組織とが出会い、互いに理解を深め合うことができる場と機会をつくる。

イ 連携事例を知る場と機会をつくる

連携により成果が挙がることが明確であれば、連携は自発的に進む。他都市の事例も含め、実績を蓄積して参考事例を増やすとともに、その事例を知る場と機会をつくる。

ウ 連携相手を求め合う場と機会をつくる

双方の活動内容、抱えている課題、強みやノウハウを具体的に知り合い、実際の連携相手を見定め、求め合う場と機会をつくる。

エ お互いをつなぐ仲介役をおく

双方の情報を豊富に把握している仲介役がいれば、より効果的な連携をつくり出すことが可能となる。そういった人材を育成するとともに、両者をコーディネートする仕組みをつくる。

オ 市民公益活動団体が地域に入るきっかけ（制度）や足がかり（場）をつくる

市民公益活動団体が地域において具体的な活動を展開していくきっかけとなる参画や対話の機会をつくるとともに、足がかりとなる場（施設など）を設ける。

3 連携促進のための具体的取組・施策

「連携促進のための方法・手段」の具体的内容として、段階的に次の取組を行うものとする。

(1) 平成 20 年度に実施する予定の取組

ア 「お互いを理解する場と機会をつくる」ための取組

(ア) 市民センター等地域施設において市民公益活動に関する講座を実施

【主な関係課、公所等】市民活動サポートセンター、企画市民局地域活動推進課、教育局中央市民センター

(イ) 町内会等地縁組織に対して市民公益活動団体に関する情報を直接提供

【主な関係課、公所等】市民活動サポートセンター、企画市民局地域活動推進課、教育局中央市民センター

(ウ) 町内会等地縁組織、市民公益活動団体その他の関係機関による連絡会議の開催

【主な関係課、公所等】企画市民局地域活動推進課

(エ) 連携促進のための基礎データとなる市民公益活動団体の実態調査や意向調査の実施

【主な関係課、公所等】企画市民局地域活動推進課

イ 「連携事例を知る場と機会をつくる」ための取組

(ア) 連携事例を紹介する情報交換会やシンポジウムの開催

【主な関係課、公所等】市民活動サポートセンター、企画市民局地域活動推進課

(イ) 具体的な地域課題を解決するための連携のモデルとなる事業の実施

【主な関係課、公所等】各区まちづくり推進課、企画市民局地域活動推進課

ウ 「連携相手を求め合う場と機会をつくる」ための取組

(ア) 連携相手を具体的に求めていくための相談会の開催

【主な関係課、公所等】市民活動サポートセンター、企画市民局地域活動推進課

エ 「お互いをつなぐ仲介役をおく」ための取組

(ア) 市民活動サポートセンターと市民センターとの連携強化(定期的連絡会議の開催など)

【主な関係課、公所等】市民活動サポートセンター、企画市民局地域活動推進課、
教育局中央市民センター

(2) 平成 21 年度以降に実施する予定の取組

次の取組については、平成 20 年度中に十分な検討を加え、関係課・公所との協議調整を図りながら、内容を具体化し、平成 21 年度以降に実施する予定である。

ア 「お互いをつなぐ仲介役をおく」ための取組

(ア) 市民活動サポートセンターと市民センターとの連携・協力により相談対応、情報提供及びコーディネート(仲介)を行う仕組づくり

【主な関係課、公所等】企画市民局地域活動推進課、市民活動サポートセンター、
教育局中央市民センター

(イ) 連携を円滑に進めるためのコーディネーターの養成

【主な関係課、公所等】企画市民局地域活動推進課

(ウ) 連携の仲介役を担うことができる人材や組織の発掘と支援

【主な関係課、公所等】企画市民局地域活動推進課

イ 「市民公益活動団体が地域に入るきっかけ(制度)や足がかり(場)をつくる」ための取組

(ア) 各区まちづくり協議会、社会福祉協議会等地域コミュニティと関わりの深い組織と市民公益活動団体との連携の促進

【主な関係課、公所等】企画市民局地域活動推進課、各区まちづくり推進課、
市民活動サポートセンター

(イ) 市民公益活動団体が、市民センター、児童館、学校等地域の公共施設における事業に参加し、又はそれらの公共施設を利用することにより、地域と積極的に関わることができる体制とするとともに、双方の連携を促進

【主な関係課、公所等】企画市民局地域活動推進課、各区まちづくり推進課、
市民活動サポートセンター、教育局中央市民センター、
子供未来局子供施設課、教育局生涯学習課